

1 評価報告概要表 グループホーム名(グループホーム さくら)

全体を通して(このホームの優れている点、独自に工夫している点など)	
ホームは、避暑地・保養地の中にあるような感じで心が和む環境である。ホーム内も各居室や共用部分もゆとりがあり落ち着きを感じられる。管理者、職員もケア全般に対して周知徹底され適切な対応がなされている。ケアマネジメントに関しても職員で共有されているのが伺える。職員は、笑顔で穏やかなに対応しており、業務改善・休憩時間や休憩場所の確保等で、他のグループホームの先駆者的工夫や努力がみられる。今後も根拠をもったケアマネジメントの活用を継続していくことを期待する。	
	特記事項(優先順位の高い要改善点について)
運営理念	運営理念の内容を理解され常に心がけているのが、管理者、職員のヒヤリングから感じられる。欲を言えば、職員や家族にもわかりやすく、グループホーム独自の文面に簡略化され、さらにクローズアップするように掲示されることを期待する。
生活空間づくり	脱衣場としてのプライバシーに配慮がほしい。洗濯場や物干し場との区切りが望まれる事と脱衣場や浴室間に転倒防止の手すりが必要と思われる。居室、食堂、リビングは落ち着きを感じられ、庭の手入れも工夫されている。非常口の建築上の不備は職員も理解され、注意がなされているのが感じられる。
ケアサービス	介護計画の一連の流れが、適切になされているのが伺えるが、モニタリングの記録が月ごとに記録されるような(変化の察知や評価、見直しの充実のためにまめに行う)形態が望まれる。管理者、職員がケアの質の向上に向けた姿勢が感じられる。限られた職員数で外部研修への参加が困難なようだが、研修参加者からの報告、共有、内部研修の充実を継続していくことを期待する。
運営体制	ホーム便り発行も進行中とのことだが、ぜひ定期的な発行で広報に努めていただきたい。緊急時の手当や感染症対策のマニュアルをすぐ手にできる場所に設置して活かす事が望まれる。入退居の記録はあるが、退居までのプロセスの記録が乏しい。意見箱の設置及び記載場所等の配慮が望まれる。

分野・領域		項目数	「できている項目数」 外部評価
運営理念			
	運営理念	4項目	1
生活空間づくり			
	家庭的な生活環境づくり	4項目	4
	心身の状態に合わせた生活空間づくり	6項目	5
ケアサービス			
	ケアマネジメント	7項目	6
	介護の基本の実行	8項目	8
	日常生活行為の支援	11項目	10
	生活支援	2項目	2
	医療・健康支援	9項目	7
	地域生活	1項目	0
	家族との交流支援	1項目	1
運営体制			
	内部の運営体制	10項目	10
	情報・相談・苦情	3項目	2
	ホームと家族との交流	3項目	2
	ホームと地域との交流	4項目	2

2．評価報告書

項目番号		項 目	できている	要改善	評価不能
外部	自己	運営理念 1．運営理念の明確化			
1	1	○理念の具体化及び運営理念の共有 管理者は、認知症高齢者グループホーム（以下「グループホーム」という。）にかかわる法令の意義を理解しており、これを自らが所属するグループホーム（以下「ホーム」という。）の運営上の方針や目標等に具体化し、介護従業者に日常的に話している。	○		
2	3	○運営理念の明示 ホームの運営理念を利用案内時の説明文書及びホームの見やすいところに明示し、かつ、入居者及びその家族等に分かりやすく説明している。		○	
3	4	○権利・義務の明示 利用者の権利・義務を利用案内時の説明文書及び契約書に分かりやすく示し、かつ、入居者及びその家族等に説明し同意を得ている。		○	
		2．運営理念の啓発			
4	5	○運営理念の啓発 ホームの運営理念や役割が地域に理解されるよう、地域に対する運営理念の啓発・広報に取り組んでいる。（ホームの説明会、ホーム便り等）		○	
運営理念 4 項目中 計			1	3	0
		生活空間づくり 1．家庭的な生活空間づくり			
5	6	○気軽に入れる玄関まわり等の配慮 違和感や威圧感を感じさせず、入居者や家族が入りやすく、近隣の住民も訪ねやすいよう、玄関まわりや建物の周囲に、家庭的な雰囲気づくりの配慮をしている。（玄関まわりに草花を植える、親しみやすい表札をかける等）	○		
6	7	○家庭的な共用空間づくり 共用の生活空間（玄関、廊下、居間、台所、食堂、浴室、トイレ等）が、いずれも家庭的な雰囲気を有しており、調度や設備、物品や装飾も家庭的である。	○		

項目番号		項 目	できて いる	要 改善	評価 不能
外部	自己				
7	8	○共用空間における居場所の確保 共用空間の中に、入居者が一人になったり、気のあった入居者同士で自由に過ごせるような居場所を確保している。	○		
8	9	○入居者一人ひとりに合わせた居室の環境づくり 居室には、使い慣れた家具や生活用品、装飾品等が持ち込まれ、安心して過ごせる場所となっている。	○		
家庭的な生活環境づくり 4 項目中 計			4	0	0
		2. 心身の状態に合わせた生活空間づくり			
9	11	○身体機能の低下を補う配慮 入居者の身体機能の低下にあわせて、安全かつできるだけ自立した生活を送れるようにするための設備や工夫がある。（滑り止めや要所への手すり等の設置、浴槽・便座・流し台等の使い勝手の工夫、物干し等の高さの調節等）		○	
10	13	○場所間違い等の防止策 職員は、入居者一人ひとりがホーム内の場所が分かるかを把握しており、家庭的な雰囲気を壊さずに、場所の間違いや分からないことでの混乱を防ぐための工夫を凝らしている。（トイレや部屋の目印等）	○		
11	14	○音の大きさや光の強さに対する配慮 入居者が落ち着いて暮らせるように、音の大きさや光の強さに配慮している。（テレビ、職員の会話のトーン、照明の強度、まぶしさ、日差し等）	○		
12	15	○換気・空調の配慮 気になる臭いや空気のよどみがないように、換気を適宜行っている。また、冷暖房の温度調節は、冷やし過ぎや暖め過ぎがないように適切に行っている。	○		
13	17	○時の見当識への配慮 見やすく、なじみやすい時計や暦を、目につくところに設置している。	○		
14	18	○活動意欲を触発する物品の用意 入居者の活動意欲を触発するなじみの物品を用意し、本人の経験や状況に応じて提供している。（ほうき、たらい、裁縫道具、大工道具、園芸用品、趣味の品等）	○		
心身の状態に合わせた生活空間づくり 6 項目中 計			5	1	0

項目番号		項 目	でき て い る	要 改 善	評価 不 能
外部	自己	ケアサービス 1 . ケアマネジメント			
15	20	○個別具体的な介護計画 アセスメントに基づいて、入居者主体の目標を立て、入居者一人ひとりの特徴を踏まえた具体的な介護計画を作成している。	○		
16	21	○介護計画の職員間での共有 介護計画を、すべての職員の気付きや意見を取り入れて作っており、すべての職員が計画の内容を知ることができる仕組みを作っている。	○		
17	22	○介護計画への入居者・家族の意見の反映 介護計画を、入居者や家族とも相談しながら作成している。	○		
18	23	○介護計画の見直し 介護計画に実施期間を明示して、その期間が終了する際に見直しを行うことはもとより、状態変化に応じた随時の見直しを行っている。	○		
19	24	○個別の記録 日々の介護や介護計画に反映させるため、入居者一人ひとりの特徴や変化を具体的に記録している。		○	
20	25	○確実な申し送り・情報伝達 職員の申し送りや情報伝達を確実にし、重要な点はすべての職員に伝わる仕組みを作っている。	○		
21	26	○チームケアのための会議 チームとしてケアを行う上での課題を解決するため、すべての職員で、定期的に（緊急案件がある場合にはその都度）会議を開催し、活発に意見交換を行って合意を図っている。	○		
ケアマネジメント 7 項目中 計			6	1	0

項目番号		項 目	でき て い る	要 改 善	評 価 不 能
外部	自己				
		2．ホーム内でのくらしの支援（1）介護の基本の実行			
22	27	○入居者一人ひとりの尊重 職員は、常に入居者一人ひとりの人格を尊重し、誇りやプライバシーを損ねるような言葉かけや対応を行っていない。（入居者一人ひとりの違いの尊重、さりげない介助、プライベートな場所での礼儀、本人の返答能力に応じた質問方法、本人が思っている「現実」を否定しない等）	○		
23	28	○職員の穏やかな態度 職員の言葉かけや態度はゆったりしており、やさしい雰囲気で見守っている。	○		
24	30	○入居者一人ひとりの過去の経験を生かしたケア 入居者一人ひとりの生まれてからこれまでの生活歴、本人にとって大切な経験や出来事を知り、その人らしい暮らしや尊厳を支えるためにそれを生かしている。	○		
25	32	○入居者のペースの尊重 職員は、職員側の決まりや都合で業務を進めていく態度ではなく、入居者が自由に自分のペースを保ちながら暮らせるように支えている。	○		
26	33	○入居者の自己決定や希望の表出への支援 職員は、入居者一人ひとりが自分で決めたり希望を表したりすることを大切にし、それらを促す取組を日常的に行っている。（選んでもらう場面を作る、選ぶのを待つ等）	○		
27	35	○一人でできることへの配慮 自立支援を図るために、入居者の「できること、できそうなこと」については、手や口を極力出さずに見守ったり一緒に行うようにしている。（場面づくり、環境づくり等）	○		
28	37	○身体拘束のないケアの実践 身体拘束は行わないということをすべての職員が正しく認識しており、身体拘束のないケアを実践している。	○		
29	38	○鍵をかけない工夫 入居者の自由な暮らしを支え、入居者や家族等に心理的圧迫をもたらさないよう、日中は玄関に鍵をかけなくても済むような配慮をしている。やむを得ず鍵をかける場合は、その根拠が明白で、その理由を家族に説明している。（外出の察知、外出傾向の把握、近所の理解・協力の促進等）	○		
介護の基本の実行 8 項目中 計			8	0	0

項目番号		項 目	できて いる	要 改善	評価 不能
外部	自己				
		（２）日常生活行為の支援 1) 食事			
30	40	○献立づくりや調理等への入居者の参画 献立づくりや食材選びを、入居者と共に行っており、可能な限り買い物や調理も一緒に行っている。意思の確認が困難な場合には、好みを把握して献立や調理に活かしている。	○		
31	43	○なじみの食器の使用 家庭的な食器を使っており、茶わんや湯飲み、はし等は、入居者一人ひとりが使い慣れたものになっている。	○		
32	44	○入居者一人ひとりにあわせた調理方法・盛り付けの工夫 入居者一人ひとりのそしゃく・えんか等の身体機能や便秘・下痢等の健康状態に合わせた調理方法としつつ、おいしそうな盛り付けの工夫をしている。	○		
33	45	○個別の栄養摂取状況の把握 入居者一人ひとりの摂取カロリーや水分摂取量、栄養バランスを、一日全体を通じておおよそ把握している。	○		
34	47	○食事を楽しむことのできる支援 職員も入居者と同じ食事を一緒に楽しんで食べながら、食べ方の混乱や食べこぼし等に対するサポートをさりげなく行っている。	○		
		2) 排せつ			
35	48	○排せつパターンに応じた個別の排せつ支援 おむつをできる限り使用しないで済むように、入居者一人ひとりの排せつパターンを把握し、トイレでの排せつや排せつの自立に向けた支援を行っている。	○		
36	50	○排せつ時の不安やしゅう恥心等への配慮 排せつの誘導・介助や確認、失禁の対応は、不安やしゅう恥心、プライバシーに配慮して行っている。	○		
37	53	○入居者一人ひとりの希望に合わせた入浴支援 入居者一人ひとりの希望に合わせ、くつろいだ入浴ができるように支援している。（時間帯、長さ、回数等）		○	
		4) 整容			
38	56	○理美容院の利用支援 入居者一人ひとりの希望にあわせて、理美容院の利用を支援している。（カット、パーマ、染め、セット等）	○		

項目番号		項 目	できて いる	要 改善	評価 不能
外部	自己				
39	57	○プライドを大切にした整容の支援 整容の乱れ、汚れ等に対し、プライドを大切にしていさりげなくカバーしている。（ひげ、着衣、履き物、食べこぼし、口の周囲等）	○		
		5) 睡眠・休息			
40	60	○安眠の支援 入居者一人ひとりの睡眠のパターンを把握し、夜眠れない入居者には、1日の生活リズムづくりを通した安眠策を取っている。	○		
日常生活行為の支援 11項目中 計			10	1	0
		(3)生活支援			
41	64	○金銭管理の支援 入居者が自分でお金を持つことの大切さを職員が分かっており、日常の金銭管理を本人が行えるよう、入居者一人ひとりの希望や力量に応じて支援している。	○		
		(4)ホーム内生活拡充支援			
42	66	○ホーム内の役割・楽しみごとの支援 ホーム内で入居者一人ひとりが楽しみごとや出番を見いだせるよう、場面づくり等の支援を行っている。（テレビ番組、週刊誌、園芸、食器洗い、掃除、洗濯物畳み、小動物の世話、新聞取り等）	○		
生活支援 2項目中 計			2	0	0
		(5)医療機関の受診等の支援			
43	68	○医療関係者への相談 心身の変化や異常発生時に、気軽に相談できる医療関係者を確保している。（医師、歯科医師、保健婦、看護婦等）	○		
44	73	○早期退院に向けた医療機関との連携 入院した場合、早期退院のための話し合いや協力を医療機関と行っている。	○		
45	74	○定期健康診断の支援 年に最低1回は、健康診断や医師の指導を受けられるように支援している。開設間もないホームは、健康診断を受けられる準備や体制を整えている。	○		

項目番号		項 目	できて いる	要 改善	評価 不能
外部	自己				
		（６）心身の機能回復に向けた支援			
46	76	○身体機能の維持 認知症の人の身体面の機能低下の特徴（筋力低下、平衡感覚の悪化、えんか機能の低下等）を理解し、買い物や散歩、調理、楽しみごと等の日常生活の中で自然に維持・向上するように取り組んでいる。	○		
		（７）入居者同士の交流支援			
47	78	○トラブルへの対応 職員は、入居者同士のけんかやトラブルの原因を把握し、必要な場合にはその解消に努め、当事者や他の入居者に不安や支障を生じさせないようにしている。	○		
		（８）健康管理			
48	80	○口腔内の清潔保持 入居者の力を引き出しながら、口の中の汚れや臭いが生じないように、口腔の清潔を日常的に支援している。（歯磨き・入れ歯の手入れ・うがい等の支援、出血や炎症のチェック等）	○		
49	83	○服薬の支援 職員は、入居者が使用する薬の目的や副作用、用法や用量を承知しており、入居者一人ひとりが医師の指示どおりに服薬できるよう支援し、症状の変化を確認している。	○		
50	85	○緊急時の手当 入居者のけが等の緊急時に、職員は応急手当を行うことができる。（けが、骨折、発作、のど詰まり等）		○	
51	86	○感染症対策 感染症に対する予防や対応の取り決めがあり、実行している。（インフルエンザ、かいせん、肝炎、MRSA等）		○	
医療・健康支援 9項目中 計			7	2	0

項目番号		項 目	でき て い る	要 改 善	評価 不 能
外部	自己				
		3．入居者の地域での生活の支援			
52	90	○ ホームに閉じこもらない生活の支援 入居者が、ホームの中だけで過ごさずに、積極的に近所に出かけて楽しめるような雰囲気を作っている。（買い物、散歩、近隣訪問、集会参加等）		○	
		地域生活 1 項目中 計	0	1	0
		4．入居者と家族との交流支援			
53	94	○ 家族の訪問支援 家族が気軽に訪問でき、訪問時は居心地よく過ごせるような雰囲気を作っている。（来やすい雰囲気、歓迎、関係再構築の支援、湯茶の自由利用、居室への宿泊のしやすさ等）	○		
		家族との交流支援 1 項目中 計	1	0	0
		運営体制 1．事業の統合性			
54	96	○ 責任者の協働 法人代表者及び管理者は、ケアサービスの質の向上に熱意を持ち、それぞれの権限や責任を踏まえて、共に取り組んでいる。	○		
55	97	○ 職員の意見の反映 介護従業者の採用、運営方法、入居者の受入れや入居継続の可否については、職員の意見を聞いている。	○		
		2．職員の確保・育成			
56	101	○ 入居者の状態に応じた職員の確保 入居者の状態や生活の流れを支援するために、これに即した職員の勤務ローテーションを組んでいる。	○		
57	103	○ 継続的な研修の受講 職員が、採用時、フォローアップ等それぞれの段階に応じた研修を受講し、その内容をすべての職員に周知している。	○		
58	105	○ ストレスの解消策の実施 職員の業務上の悩みやストレスを解消する方策を採り入れている。（外部者と接する機会、職員相互の親ばく、悩みの聴取、スーパーバイザーの導入等）	○		

項目番号		項 目	できて いる	要 改善	評価 不能
外部	自己				
		3．入居時及び退居時の対応方針			
59	107	○入居者の決定のための検討 グループホームに適した入居対象者であるか、十分に検討している。（介護保険被保険者証、診断書、入居申請に至る経過、生活や対人関係、入居者・家族の希望等）	○		
60	109	○退居の支援 退居は、契約に基づくとともにその決定過程が明確である。また、入居者や家族に十分な説明を行った上で、納得のいく退居先に移れるように支援している。退居事例がない場合は、その体制がある。	○		
		4．衛生・安全管理			
61	112	○ホーム内の衛生管理 ホーム内の清潔や衛生を保持している。（食品、ふきん、包丁、まな板、冷蔵庫、洗濯機等）	○		
62	114	○注意の必要な物品の保管・管理 薬や洗剤、刃物等の注意の必要な物品については、保管場所、管理方法等を明確に取り決め、かつ、そのとおりに実行している。	○		
63	116	○事故の報告書と活用 けが、転倒、窒息、意識不明、行方不明等の緊急事態が発生した場合、事故報告をまとめており、サービスの改善につなげている。（再発防止の話し合い、今後に生かす意義付け等）	○		
内部の運営体制 10項目中 計			10	0	0
		5．情報の開示・提供			
64	118	○調査等の訪問に対する対応 介護相談員や評価調査員等の訪問時には、情報を積極的に提供している。	○		
		6．相談・苦情への対応			
65	119	○相談・苦情受付の明示 相談や苦情を受け入れるホーム側の窓口及び職員が明確であり、入居者及び家族にその利用の仕方を文書と口頭で繰り返し伝えている。		○	
66	121	○苦情への迅速な対応 入居者や家族から苦情が寄せられた場合には、職員で速やかに対策案を検討して回答すると共に、サービス改善につなげている。	○		
情報・相談・苦情 3項目中 計			2	1	0

項目番号		項 目	できて いる	要 改善	評価 不能
外部	自己				
		7．ホームと家族との交流			
67	122	○家族の意見や要望を引き出す働きかけ 家族が、気がかりなことや、意見、希望を職員に気軽に伝えたり相談したりできるように、面会時の声かけ、定期的連絡等を積極的に行っている。	○		
68	123	○家族への日常の様子に関する情報提供 家族に、入居者の暮らしぶりや日常の様子を定期的、具体的に伝えている。（「たより」の発行や行事ビデオの上映、写真の送付等）		○	
69	126	○入居者の金銭管理 入居者が金銭の管理ができない場合には、その代替方法を家族と相談の上定めており、家族に定期的にその出納を明らかにしている。	○		
ホームと家族との交流 3 項目中 計			2	1	0
		8．ホームと地域との交流			
70	127	○市町村とのかかわり 市町村との連絡を密にとり、家族介護教室等の市町村事業を積極的に受託している。		○	
71	130	○地域の人達との交流の促進 地域の人達が、遊びに来たり立ち寄ってくれたりするように取り組んでいる。	○		
72	132	○周辺施設等の理解・協力への働きかけ 入居者の生活の安定や広がりのために、周辺地域の諸施設から協力を得ることができるよう、理解を広げる働きかけを行っている。（商店、福祉施設、警察、消防、文化教育施設等）		○	
73	133	○ホーム機能の地域への還元 ホームの機能を、入居者のケアに配慮しつつ地域に開放している。（認知症の理解やかかわり方についての相談対応・教室の開催、家族・ボランティア等の見学・研修の受入れ等）	○		
ホームと地域との交流 4 項目中 計			2	2	0

- (1)「管理者」には、管理者不在の場合にこれを補佐する者を含む。
(2)「職員」には、管理者及び非常職員を含む。